

「平成24年経済センサスー活動調査」の用語の解説

1 「事業所」

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(1) 「民営事業所」

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(2) 「出向・派遣従業者のみの事業所」

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

(3) 「事業内容等の不詳事業所」

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

2 「従業者」

平成24年2月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。

これには、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

3 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として、平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき分類している。

4 経営組織

(1) 「個人経営」

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(2) 「法人」

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の「会社」及び「会社以外の法人」が該当する。

① 「会社」

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、「外国の会社」とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、「外国の会社」ではない。

② 「会社以外の法人」

法人格を有する団体のうち、①の「会社」を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

(3) 「法人でない団体」

法人格を持たない団体をいう。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

5 「企業等」

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。

単独事業所の場合は、その事業所だけで企業としている。

6 「売上（収入）金額」

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。

有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。

なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は、「経常収益」としている。